

平成 22 年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率の概要(確報)

平成 23 年 11 月

神奈川県総務局企画調整部市町村財政課

## 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要（確報）

※ 平成22年度決算に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率に係る県内市町村からの報告を取りまとめたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第4項及び第22条第3項に基づき、その概要を公表するもの。

（政令指定都市については、法律上、各比率を総務大臣へ報告することとされている）

### 1 平成22年度 健全化判断比率及び資金不足比率（確報値）のポイント

- 健全化判断比率・資金不足比率とも「基準」超の団体なし。
  - ・ 実質赤字比率・連結実質赤字比率ともに、比率が算出された団体はない。
  - ・ 実質公債費比率・将来負担比率いずれも県内全市町村で「早期健全化基準」を下回る比率。
  - ・ 資金不足比率についても、比率が算出された会計はない。
- 全体では実質公債費比率・将来負担比率いずれも低下。
  - ・ 実質公債費比率、将来負担比率ともに県内市町村平均が前年度より低下し、財政健全化が進む。

※ 平成23年9月30日の暫定値公表時点より、各比率に異動はなし。

### 2 県内市町村の概況

#### ア 健全化判断比率

##### (7) 実質赤字比率 [－%（前年度－%）]

- ・ 県内市町村においては、実質赤字額を計上した市町村がないため、実質赤字比率算定団体はない。

##### (4) 連結実質赤字比率 [－%（前年度－%）]

- ・ 県内市町村においては、公営企業等も含めた連結ベースにおいて、連結実質赤字額を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率算定団体はない。

##### (5) 実質公債費比率 [7.3%（前年度7.4%）]

- ・ 公債費及び公営企業債一般会計負担額の減等により、33団体中24団体で減少し、県平均は7.3%、▲0.1ポイント減少。
- ・ 早期健全化基準を超える比率を計上した団体はないが、横浜市のみ地方債許可制移行基準18.0%を超過。

##### (1) 将来負担比率 [86.5%（前年度89.4%）]

- ・ 公営企業債一般会計負担見込額及び債務負担行為支出見込額、退職手当支払見込額の減、充当可能基金の増等による比率分子の減により、33団体中20団体で減少し、県平均は86.5%、▲2.9ポイント減少。
- ・ 早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

#### イ 資金不足比率 [－%（前年度－%）]

- ・ 県内市町村においては、資金不足額を計上した公営企業会計はなく、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

【平成22年度決算に基づく健全化判断比率等(確報値)一覧表】

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		議 会 報 告 日
					会計数(名)		
横 浜 市	-	-	18.0	234.4	全12会計	-	9月20日
川 崎 市	-	-	11.9	120.0	全9会計	-	9月5日
相 模 原 市	-	-	4.3	30.1	全3会計	-	8月25日
政 令 市 平 均	-	-	11.4	128.1			
横 須 賀 市	-	-	5.4	65.1	全3会計	-	9月20日
平 塚 市	-	-	3.9	-	全4会計	-	8月26日
鎌 倉 市	-	-	1.7	48.4	全1会計	-	9月12日
藤 沢 市	-	-	6.3	35.6	全3会計	-	9月20日
小 田 原 市	-	-	10.7	69.5	全5会計	-	9月20日
茅 ヶ 崎 市	-	-	3.4	19.0	全2会計	-	8月31日
逗 子 市	-	-	4.8	73.9	全1会計	-	9月6日
三 浦 市	-	-	9.5	212.7	全4会計	-	9月30日
秦 野 市	-	-	6.2	63.3	全2会計	-	9月22日
厚 木 市	-	-	4.6	58.6	全2会計	-	8月30日
大 和 市	-	-	5.3	45.5	全2会計	-	9月1日
伊 勢 原 市	-	-	5.7	123.9	全1会計	-	9月5日
海 老 名 市	-	-	1.5	-	全1会計	-	8月29日
座 間 市	-	-	8.7	59.3	全2会計	-	11月2日
南 足 柄 市	-	-	6.4	126.5	全2会計	-	9月6日
綾 瀬 市	-	-	13.0	91.3	全1会計	-	9月1日
都 市 平 均 (除政令市)	-	-	6.0	78.0			
都 市 平 均			6.9	86.8			
葉 山 町	-	-	1.5	-	全1会計	-	9月6日
寒 川 町	-	-	6.5	77.4	全1会計	-	9月14日
大 磯 町	-	-	10.6	96.5	全1会計	-	9月1日
二 宮 町	-	-	5.5	88.8	全1会計	-	9月2日
中 井 町	-	-	10.9	22.5	全2会計	-	9月6日
大 井 町	-	-	5.7	7.6	全2会計	-	9月13日
松 田 町	-	-	9.0	88.5	全3会計	-	9月8日
山 北 町	-	-	12.2	84.5	全2会計	-	9月5日
開 成 町	-	-	11.2	109.3	全2会計	-	9月6日
箱 根 町	-	-	9.1	124.3	全3会計	-	9月1日
真 鶴 町	-	-	12.7	156.4	全2会計	-	9月14日
湯 河 原 町	-	-	9.1	91.1	全3会計	-	9月27日
愛 川 町	-	-	▲1.1	-	全2会計	-	9月1日
清 川 村	-	-	7.1	-	全2会計	-	9月13日
町 村 平 均	-	-	7.8	86.0			
市 町 村 平 均 (除政令市)	-	-	6.9	81.5			
市 町 村 平 均	-	-	7.3	86.5			

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は、-で記載している。

(注2) 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

(注3) 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

### (3) 制度の解説

#### ○ 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「健全化判断比率」として4つの財政指標を、また、公営企業会計ごとの経営状況の深刻度を示す指標として「資金不足比率」を定めており、地方公共団体は、各比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに、住民に対し公表しなければならないもの。

#### ○ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

##### ※「一般会計等」とは

「一般会計等」とは、「一般会計」に一部の「特別会計(公営企業会計を除く公営事業会計)」を加えた会計区分をいう。

この「特別会計(公営事業会計)」とは、用途を特定した歳入の経理を明確化するために一般会計とは区分して設置されたものであり、原則として、貸付金返納や使用料など、その事業における収入をもって事業を実施している会計をいう。

「公営企業会計」とは、特別会計(公営事業会計)のうち、地方公営企業法を適用する「法適用企業」となる特別会計及び「法非適用企業」に区分される会計をいう。

なお、財政健全化法における「一般会計等」は、「普通会計」に近似した概念での会計区分であるが、「普通会計」が特別会計の事業単位で「一般会計」に連結するのに対し、「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結するといった点に相違がある。

このため、会計の設置形態によっては、「一般会計等」と「普通会計」とで差異が生じる場合もある。

#### ○ 連結実質赤字比率

- ・ 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

#### ○ 実質公債費比率

- ・ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率であり、いわば“身の丈”に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標。18.0%以上となると起債にあたり知事(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となり、早期健全化基準(25.0%)以上となると一部の起債発行が制限されるもの。

#### ○ 将来負担比率

- ・ 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率であり、今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかを判断するストック指標。

#### ○ 資金不足比率

- ・ 各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となるもの。

#### ○ 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。

- また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

### ○ 財政再生基準

- 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。
- 「財政再生計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。(国の公表義務は「財政健全化計画」と同様)
- なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

### ○ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

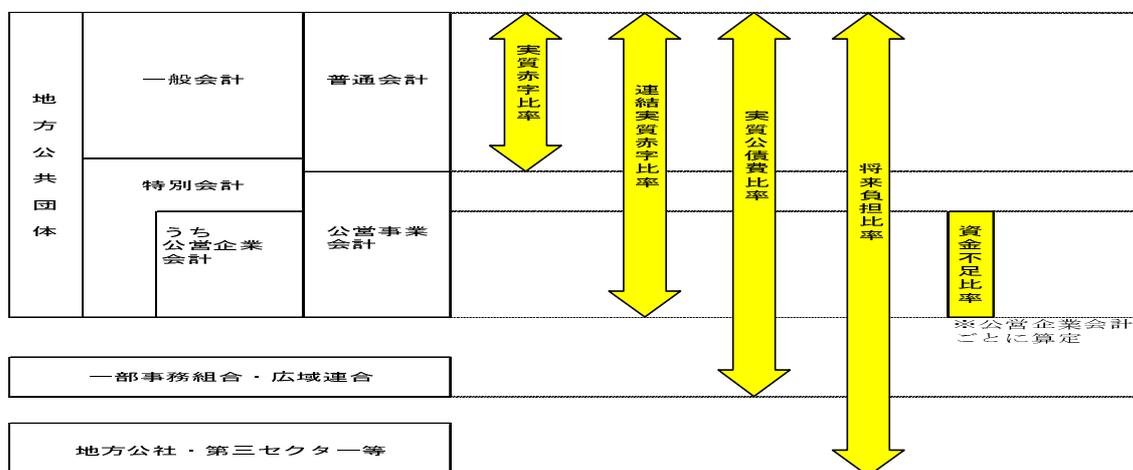
- 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- 「経営健全化計画」について、公営企業は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

### 【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等】

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	〈参考〉地方債許可制移行基準
実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて11.25%~15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模に 応じて2.5%~10.0%
連結実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて16.25%~20.00%	40.0%※	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率	350% (政令指定都市は400%)	—	—
資金不足比率	(経営健全化基準)20%	—	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成22年度決算は35.0%が適用される。

### 【健全化判断比率等の対象会計等について】



## 【健全化判断比率等の概要】

### ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

### イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

### ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ & - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：①から⑤までの合計額
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

### エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：当該年度の前年度末における①から⑧までの合計額
- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

## オ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 事業繰越額等 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。